

◆制度広報◆ 福井市福祉総合相談室よりそいからのお知らせ

医療費のお支払いでお困りの方へ 無料低額診療事業のお知らせ

例えばこんな方

- ・ リストラ、失業などで、医療費の支払いが困難な方
- ・ 年金収入だけでは医療費の支払いが困難な方
- ・ 病気や障害などで収入がなく困っている方
- ・ ホームレス、DV被害者、要介護状態の方で健康を害している方 など
- ・ 上記の理由で、
保険証を手続き中で持っていない方や
「短期保険証」「資格証明書」が発行され困っている方 など



このような場合には、**無料低額診療事業**を
行っている以下の**医療機関**に御相談ください



無料低額診療事業は、生活が困窮し適切な医療が受けられない方に、無料または低額で診療を行う事業です。

医療機関	所在地	電話番号
福井県済生会病院 よろず相談外来	福井市和田中町舟橋7-1	0776-23-1111(代表)
		0776-28-8185 (よろず相談外来)
松原病院	福井市文京2-9-1	0776-22-3717
光陽生協病院	福井市光陽3丁目10-24	0776-24-5009
光陽生協クリニック	福井市光陽3丁目9-23	0776-24-3310
光陽生協歯科診療所	福井市光陽2丁目18-15	0776-24-8784
つるが生協診療所	敦賀市和久野14-22-1	0770-21-0176
たけふ生協歯科診療所	越前市芝原5丁目8-1-1	0778-22-5666
さかい生協歯科診療所	坂井市丸岡町南横地4-40	0776-67-6333

利用条件や減免内容、必要な書類については医療機関によって異なりますので各医療機関に直接ご相談ください。

〈必要な書類の例〉世帯の収入がわかる書類

所得課税証明書、年金通知書、給与明細 など